

令和8年度第1回江田島市総合教育会議 配付資料一覧

資料No.	題 名	ページ
資料1	令和8年度第1回江田島市総合教育会議 次第	1
資料2	令和8年度第1回江田島市総合教育会議 構成員等名簿	2
資料3	令和8年度第1回江田島市総合教育会議 配席表	3
資料4	報告第1号 学校における働き方改革取組方針（江田島市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定について	4
資料5	協議第1号 学校における働き方改革取組方針（江田島市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）において策定した内容に係る予算措置等について	5
別冊	資料4及び5 説明資料	—

令和 8 年度第 1 回江田島市総合教育会議 次第

日時：令和 8 年 4 月 2 0 日（月） 午後 1 時 3 0 分から

場所：本庁舎 4 階 会議室

1 開会

2 議事

- （1） 議事録に署名する者の決定について
- （2） 報告第 1 号 学校における働き方改革取組方針（江田島市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定について
- （3） 協議第 1 号 学校における働き方改革取組方針（江田島市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）において策定した内容に係る予算措置等について
- （4） その他

3 閉会

令和 8 年度第 1 回江田島市総合教育会議 構成員等名簿

○ 構成員

職 名	氏 名
市長	土 手 三 生
教育委員会教育長	岡 田 學
教育委員会委員	武 川 彰
教育委員会委員	長 坂 睦 子
教育委員会教育長職務代理者	小宇根 康 典
教育委員会委員	長 迫 香

○ 関係者（教育委員会事務局）

職 名	氏 名
教育部長	畑河内 真
学校教育課長	黒 小 大 介
生涯学習課長	長 原 範 幸
学校給食センター長	三 浦 寿 一
大柿自然環境体験学習交流館長	西 原 直 久

○ 総合教育会議事務局

職 名	氏 名
総務部長	越 野 竜
総務課長	飴 野 秀 樹
総務課 総務係 総務係長	名 越 太 樹
総務課 総務係	石 橋 稔 理
総務課 総務係	中 田 達 也

令和 8 年度第 1 回江田島市総合教育会議 配席表

本庁舎 4 階 会議室

《教育委員会事務局》

教育部長

○

学校教育
課長

○

生涯学習
課長

○

学校給食
センター
長

○

大柿自然
環境体験
学習交流
館長

○

《総合教育会議事務局》

総務課
総務係長

○

総務部長

○

総務課総
務係

○

○

総務課長

○

受 付

出入口

傍 聴 席

土手市長

○

小宇根
教育委員会
教育長
職務代理者

○

武川
教育委員会
委員

○

岡田
教育委員会
教育長

○

長坂
教育委員会
委員

○

長迫
教育委員会
委員

○

報告第1号

学校における働き方改革取組方針（江田島市立学校の
教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）
の策定について

令和8年4月20日提出

江田島市教育委員会教育長 岡 田 學

提 案 理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条第3項の規定により、学校における働き方改革取組方針（江田島市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）を策定したので、同項の規定により、その内容を会議に報告する。

協議第1号

学校における働き方改革取組方針（江田島市立学校の
教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）
において策定した内容に係る予算措置等について

令和8年4月20日提出

江田島市教育委員会教育長 岡 田 學

提 案 理 由

学校における働き方改革取組方針（江田島市立学校の教育職員に
関する業務量管理・健康確保措置実施計画）において策定した内容
に係る予算措置等について協議する必要があるので、会議の意見を
求める。

資料 4 及び 5 説明資料

学校における働き方改革取組方針

江田島市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

(令和8年度～令和11年度)

令和8年2月
江田島市教育委員会

《 目 次 》

1	趣旨・目指す姿	
(1)	趣旨	1
(2)	目指す姿	1
2	本市の学校における働き方改革の現状	
(1)	本方針の成果と課題	2
(2)	令和5年度から令和7年度までの目標・成果 指標の達成状況	3
(3)	成果・課題	4
3	目標・期間	
(1)	目標	5
(2)	期間	5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	
(1)	教員の業務量の適正化	6
(2)	教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備	7
(3)	教員の健康及び福祉の確保に関する取組	8
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	10

1 趣旨・目指す姿

(1) 趣旨

平成 31 年 1 月、文部科学省において、時間外勤務の上限目安を原則月 45 時間、年 360 時間とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。

本ガイドラインに基づき、江田島市では、令和元年 8 月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、「児童生徒と向き合う時間の確保※」及び「長時間勤務の縮減」に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、現方針取組期間の最終年度である令和 7 年度において、「児童生徒と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」のいずれも、一定の改善が図られてきたものの、いまだ目標達成には至っていない。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革や業務改善の一層の推進を図り、本市が「目指す姿」を実現するため、現方針に、より具体的な取組を計画的に盛り込むことで実効性のあるものに改定するとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けるものである。

※授業・授業準備・教材研究・部活動・個別指導など、児童生徒等の指導に係る業務に従事する時間。

(2) 目指す姿

全てのこどもたちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、こどもたち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

2 本市の学校における働き方改革の現状

(1) 本方針の成果と課題

本方針（令和５年度～令和７年度）期間中の取組について、取組の柱（４つの視点）ごとに成果と課題を整理した。

学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
成果	・スクール・サポート・スタッフの小学校及び中学校の全校配置による教員の事務的業務の負担軽減 ・教員の働き方改革の協力要請のリーフレットを作成・配付による保護者・地域等の理解促進 ・ICT 支援員の配置により各校への支援を継続したことによる業務の負担軽減 ・学校業務員の配置により、教員の負担軽減 ・図書館支援員の配置により、教員の図書館業務の負担軽減 ・コミュニティ・スクールを市内全小中学校で導入し、地域と一体となり取り組むことにより、教員の負担軽減 ・教職員が誰でも学校のウェブサイトの作成・管理ができるように環境整備を実施 ・学年始休業日を４月１日から４月７日までに変更し、新年度の準備期間を十分に確保 ・出欠席連絡システムの導入による校務の効率化
課題	・ICT 機器の整備などによる更なる校務のD X化の推進 ・スクール・サポート・スタッフができる業務の整理・拡充 ・負担軽減のための業務員等の更なる拡充
部活動指導に係る教員の負担軽減	
成果	・部活動指導員派遣による指導の負担軽減
課題	・特定の教員に部活動の指導業務が偏っている状況の改善 ・部活動の地域展開の推進
学校における組織マネジメントの確立	
成果	・業務改善・業務削減の取組を全校で推進
課題	・入退校記録の事務処理の負担軽減
教職員の働き方に対する意識の醸成	
成果	・働き方改革に係る意識が一定程度定着 ・学校における定時退校日の推進 ・長期休業期間における、研修、行事等の精選や実施期間の調整
課題	・教職員の多様な働き方の実現に向けた取組の実施

(2) 令和5年度から令和7年度までの目標・成果指標の達成状況

《目標・成果指標》

① 児童生徒と向き合う時間の確保

児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合 85%以上となることを目指す。

② 超過勤務の縮減

在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間を原則 360 時間以内及び月 45 時間以内とする。

《達成状況》

① 児童生徒と向き合う時間の確保

	小学校	中学校
令和4年度	87.1%	71.4%
令和7年度	80.0%	78.4%
令和4年度からの増減	▲7.1%	7.0%

※調査対象教員…教諭、常勤講師、養護教諭、栄養教諭

② 超過勤務の縮減

＜教員全体の状況＞

※令和7年度は推計値（4月から1月までは実績値、2月から3月は令和6年度実績により算出）

・ 1か月時間外在校等時間（年平均）

	小学校	中学校
令和4年度	40時間 01分	49時間 13分
令和7年度	33時間 50分	43時間 09分
令和4年度からの増減	▲6時間 11分	▲6時間 04分

・ 年間の時間外在校等時間の平均

	小学校	中学校
令和4年度	480時間 12分	590時間 36分
令和7年度	406時間 01分	517時間 56分
令和4年度からの増減	▲74時間 11分	▲72時間 40分

・ 月45時間超教員の割合

	小学校	中学校
令和4年度	36.8%	61.7%
令和7年度	22.2%	51.3%
令和4年度からの増減	▲14.6%	▲10.4%

※調査対象教員…勤務時間が7時間45分かつ対象年度に12か月勤務した教諭、常勤講師、養護教諭、栄養教諭

(3) 成果と課題

「児童生徒と向き合う時間の確保」については、児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合を 85%以上にするという目標に対して、小学校では 80.0%、中学校では 78.4%といずれの校種においても目標達成には至らなかった。ただし、中学校においては、令和 4 年度と比べ、肯定的回答が 7.0%向上している。

これに関連して、教職員を対象としたアンケートでは、「各調査の報告や改善案の作成・実施、様々な研修が増えていると感じると同時に、スクラップアンドビルドは進んでいないため、業務が増えている感覚があります。」等の回答がある。

「超過勤務の縮減については、教員の時間外勤務の年間平均時間について、小学校、中学校とも 70 時間以上減少したものの年間 360 時間以内という目標達成には至らなかった。

月 45 時間超教員の割合についても、小学校で 14.6%、中学校で 10.4%減少したものの、全教員が目標を達成することはできなかった。

取組内容に示した様々な取組により、教員の「児童生徒と向き合う時間の確保」について目標は達成できていないものの約 80%の教員が肯定的な回答をしているとともに、「超過勤務の縮減」が推進され、時間外勤務が減少したことは一定の成果であると捉える。

これらのことから、全教員が目標の達成までに及ばなかった状況を踏まえ、今後も市全体としての取組及び個々に応じた改善策を推進していく必要がある。

3 目標・期間

(1) 目標 【 】内は令和7年度の数値

本方針の「目指す姿」を踏まえ、働きやすさと働きがいの両立を目指し、次のとおり目標を設定する。

① 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減する。
【小学校：33 時間 50 分、中学校：43 時間 09 分】
- ・ 1 か月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
【小学校：77.8%、中学校：48.7%】
- ・ 1 年間時間外在校等時間が 360 時間以下の割合を 100%にする。
【小学校：44.4%、中学校：15.4%】

② 「働きがい」に関する目標

- ・ 「仕事にやりがいがある」と感じている教員（管理職を除く。）の割合を 85%にする。
【小中学校：57.1%】

(2) 期間

令和8年度～令和11年度

※ 政府として令和11年度までに教員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標に掲げており、本方針の取組期間についても令和11年度までに設定する。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

前記3（1）の目標を達成するために、次の3つの視点で取組を推進する。

- 教員の業務量の適正化
- 教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備
- 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

推進に当たっては、市立学校全校の総業務量を意識しながら、全体的な業務量の削減に特に注力するとともに、学校又は教員個々の時間外在校等時間などの状況を踏まえ、必要な取組を行っていく。

（1）教員の業務量の適正化

◇勤務時間外に電話対応の必要のない環境の整備

《教育委員会事務局》

- ・ 留守番電話機能や通話録音機能を全校に整備する。

◇部活動

《教育委員会事務局・学校》

- ・ 部活動の活動時間等の適正化を推進するとともに、部活動指導員の導入を進める。
- ・ 部活動地域展開等の推進に取り組む。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

《教育委員会事務局》

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、原則行わないとともに、補導された児童生徒の引取りについては、警察との連携において、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇外部人材の活用

《教育委員会事務局・学校》

- ・ コミュニティ・スクールの更なる推進を図り、業務改善につなげる。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

《教育委員会事務局》

- ・ 学校では解決が困難な事案に対して、学校が教育委員会と連携して、弁護士等の専門家に相談できる体制を、より効果的に活用できるように周知・徹底を図る。

(2) 教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備

◇授業時数の標準化、教育課程の見直し

《教育委員会事務局》

- ・ 各校の実施状況を把握し、教育課程の適正かつ円滑な実施が図れるよう指導助言を行う。

《学校》

- ・ 各校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については見直しを行い、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するなど、柔軟な設定を行う。

◇デジタル技術を活用した校務の効率化

《教育委員会事務局》

- ・ 校務支援システム等の改善及び効率化かつ効果的な運用を図るとともに、A I を効果的に活用する。

◇研修の見直し

《教育委員会事務局》

- ・ 県教育委員会が実施する研修と重複する研修については見直しを行うとともに、開催時期についても検討を行う。

◇勤務時間管理の徹底

《教育委員会事務局・学校》

- ・ 教職員の健康管理や超過勤務の縮減に向け、教職員の在校等時間を遅延なく把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。なお、把握の方法については簡素化できるように検討を行っていく。
- ・ 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻を設定し、その徹底を図る。

◇業務の平準化・効率化

《教育委員会事務局》

- ・ 教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフについて、効率のかつ効果的な配置を継続するとともに、デジタル技術の活用による教員の更なる負担軽減を図る。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

《教育委員会事務局》

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを引き続き配置し、教育相談体制の構築を支援する。

◇調査・統計等への回答

《教育委員会事務局》

- ・ デジタル技術の活用を推進し、学校の実態を把握した上で、教員の負担軽減に向けた学校に対する調査・統計等の在り方の検討を行う。

◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

《教育委員会事務局》

- ・ 関係課と連携しながら、必要に応じて日常的な保守・管理に努める。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

◇在校等時間が一定期間を超えた教職員の医師による面接指導の実施

《教育委員会事務局・学校》

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた全ての教員に対し、産業医による面接指導を実施する。

◇ストレスチェックの実施

《教育委員会事務局・学校》

- ・ ストレスチェックを引き続き実施し、職場環境改善に取り組む。

◇心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進

《教育委員会事務局》

- ・ メンタルヘルスに関する相談窓口や相談事業について、積極的に周知し、利用促進を図る。

◇年休の取得促進

《学校》

- ・ 年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境の整備に努め、教職員の積極

的な取得を促すとともに、長期休業期間中等において年次有給休暇の計画的な取得を働きかける。

◇早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備
《教育委員会事務局》

- ・ 早出遅出勤務制度、テレワーク制度の対象拡大について、制度の検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 関連する取組

- ・ 教職員定数の改善及び国庫補助の拡充について国に要望するよう、県に働きかけていく。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者・地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、市立学校における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行う。

(2) 今後のフォローアップ

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、入退校記録で把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校の管理職に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 計画の進捗状況、国・県の動向、ニーズの変化などの環境の変化に対応して、総合的な見直しを行う。